静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第32号

静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（平成４年静岡県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（特別徴収金等の対象となる事業等） **第６条**　（略） （特別徴収金等の徴収期間の起算日） **第７条**　条例第６条第１項の規則で定める日は、県営土地改良事業の工事の完了の公告（以下「完了公告」という。）の日の属する年度の翌年度の初日とする。ただし、完了公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日の属する年度の翌年度の初日とする。 ２　（略） （特別徴収金等の対象となる面積） **第８条**　条例第６条第４項の規則で定める面積は、別表の事業名欄に掲げる事業につきそれぞれ同表の面積欄に掲げる面積とする。 （特別徴収金等の決定通知） **第９条**　知事は、特別徴収金等の額を決定したときは、様式第５号による県営土地改良事業特別徴収金等決定通知書により条例第６条第１項又は第２項において準用する条例第２条第２項に規定する者に通知するものとする。	（第１項特別徴収金等の対象となる事業等） **第６条**　（略） （特別徴収金等の徴収に係る起算日） **第７条**　条例第６条第１項及び第２項の規則で定める日は、県営土地改良事業の工事の完了の公告（以下「完了公告」という。）の日の属する年度の翌年度の初日とする。ただし、完了公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日の属する年度の翌年度の初日とする。 ２　（略） （第１項特別徴収金等の対象となる面積） **第８条**　条例第７条第３項第１号の規則で定める面積は、別表の事業名欄に掲げる事業につきそれぞれ同表の面積欄に掲げる面積とする。 （特別徴収金等の決定通知） **第９条**　知事は、第１項特別徴収金等又は第２項特別徴収金等の額を決定したときは、様式第５号による県営土地改良事業特別徴収金等決定通知書により条例第６条第１項若しくは第２項又は第３項において準用する条例第２条第２項に規定する者に通知するものとする。 （第２項特別徴収金等の徴収方法に係る起算日） **第10条**　条例第８条第２項の規則で定める日は、完了公告の日とする。ただし、完了公告

（特別徴収金等の徴収猶予の手続）

第10条　条例第８条の規定により特別徴収金等の徴収の猶予を受けようとする者は、様式第６号による県営土地改良事業特別徴収金等徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

２　（略）

様式第５号　（略）

県営土地改良事業特別徴収金等
決定通知書

（略）

静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例第６条第　項の規定による特別徴収金等を次のとおり決定したので通知します。

（略）

２　特別徴収金等の金額等

特別徴収金等の金額	徴収の対象となる土地		徴収の対象となる行為
	所在地	面　積	
（略）			

様式第６号（第10条関係）　（略）

県営土地改良事業特別徴収金等
徴収猶予申請書

（略）

年　月　日付け　第　号で通知を受けた特別徴収金等について次のとおり徴収猶予を受けたいので、県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第10条第１項の規定により申請します。

（略）

２　特別徴収金等の金額　　円

（略）

において工事の完了の日が示されたときは、その示された日とする。

（特別徴収金等の徴収猶予の手続）

第11条　条例第９条の規定により第１項特別徴収金等又は第２項特別徴収金等の徴収の猶予を受けようとする者は、様式第６号による県営土地改良事業特別徴収金等徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

２　（略）

様式第５号　（略）

県営土地改良事業特別徴収金等
決定通知書

（略）

静岡県営土地改良事業分担金等徴収条例第６条第　項の規定による第　項特別徴収金等を次のとおり決定したので通知します。

（略）

２　第　項特別徴収金等の金額等

第　項特別徴収金等の金額	徴収の対象となる土地		徴収の対象となる行為
	所在地	面　積	
（略）			

様式第６号（第11条関係）　（略）

県営土地改良事業特別徴収金等
徴収猶予申請書

（略）

年　月　日付け　第　号で通知を受けた第　項特別徴収金等について次のとおり徴収猶予を受けたいので、県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第11条第１項の規定により申請します。

（略）

２　第　項特別徴収金等の金額　　円

（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。